

# 「宿泊税充当施策の基本的な考え方」案について

資料1

## 位置づけ

- ◆ 令和6年6月に公表した「新税の考え方」及び「北海道宿泊税条例」に基づき、宿泊税を充当して取り組むべき施策の基本的な考え方としてとりまとめたもの。

## 宿泊税を充当して取り組む令和8年度施策の取組の方向性 ※主なもの

### (1) 観光の高付加価値化

#### ① マーケティングの強化

▶ 迅速、正確な観光統計データの作成・公表

#### ② 資源を活かした観光の推進

▶ 観光コンテンツの充実を図り、地域偏在解消を推進

#### ③ 地域の取組支援

▶ 振興局毎に、地域の実態・ニーズに即した観光施策の取組を推進

### (2) 観光サービス・観光インフラの充実・強化

#### ④ 人材の確保・育成

▶ 人材等の誘致・確保による受入体制の整備

#### ⑤ 受入機能の強化・高度化

▶ 持続可能な観光地づくりに資する、旅前の情報提供やルール・マナー啓発等の充実

#### ⑥ 移動利便性の向上

▶ デジタル技術活用によるシームレス交通の促進など、公共交通の利便性の向上

### (3) 危機対応力の強化

#### ⑦ 危機対応力の強化

▶ 安心・安全に滞在できる観光地を目指した受入環境の整備

➡ 「取組の方向性」をもとに具体的な宿泊税充当事業を検討